

令和3年度

— 第14回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	令和4年3月1日	14時30分				
閉 会	令和4年3月1日	16時40分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	高本恭子	出	上野周真	欠
	伊藤忠通	出	田中郁子	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p> <p>議決事項 1 奈良県教育委員会における情報の発信及び受信に関する基本方針について</p> <p>議決事項 2 奈良県教職員公舎管理規程の一部改正について</p> <p>議決事項 3 (仮称) 奈良県立国際中学校の開校について</p> <p>議決事項 4 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について</p> <p>議決事項 5 人事について (学校関係)</p> <p>議決事項 6 人事について (事務局関係)</p> <p>報告事項 1 損害賠償請求事件について</p> <p>報告事項 2 奈良市立一条高等学校の数理科学科及び人文科学科の廃止について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>○吉田教育長 「花山院委員、高本委員、伊藤委員、田中委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和3年度第14回定例教育委員会を開催いたします。本日は、上野委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。奈良県教育委員会会議傍聴規則第2条の規定に基づきまして、1名の方が傍聴券の交付を受けられています。」</p>	
<p>○吉田教育長 「議決事項5及び議決事項6については、人事に関する案件のため、報告事項1については、教育委員会が関係する争訟中の案件のため、その他報告事項1については、2月議会への報告案件であるため、当教育委員会においては非公開で審議すべきものと考えます。委員の皆様にお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員の皆様の議決を得ましたので、本日の議決事項5、議決事項6、報告事項1及びその他報告事項1については、非公開で審議することとします。」</p>	<p>可 決</p>
<p>議決事項 1 奈良県教育委員会における情報の発信及び受信に関する基本方針について</p>	
<p>○吉田教育長 「議決事項1『奈良県教育委員会における情報の発信及び受信に関する基本方針』について、ご説明をお願いします。」</p> <p>○熊谷教育政策推進課長 「奈良県教育委員会における情報の発信及び受信に関する基本方針について、ご説明いたします。</p> <p>1月20日の第12回定例教育委員会会議におきまして、『奈良県教育委員会における情報の発信及び受信に関する基本的な考え方(概要)』を委員の皆様にご覧いただきました。そこでいただ</p>	

議案及び議事内容

いたご意見を基に、また事務局各課・室・所とも協議しながら、『奈良県教育委員会における情報の発信及び受信に関する基本方針（案）』を作成いたしました。

まず、構成ですが、『1 目的』、『2 基本理念』、『3 基本目標』とし、これらを達成するため、『4 基本的な取組』として、発信、受信についてそれぞれ3点をあげております。そして、『5 留意する事項』、『6 附則』としております。

前回の定例教育委員会で、『基本的な考え方はこれでよい。各課共通で基本的に取り組めるものは何かを考え、せつかく作ったものが崩れてしまったり、形骸化したりしないよう、まずはできるところから取り組むべき。』とのご意見をいただきましたので、共通して取り組めることを基本方針としてまとめました。なお、具体的手段については、常に現状を把握してさらに推進していけるよう、別に定めるものとししました。参考として、現時点の具体的手段についてまとめたものを付けております。

また、『必ず情報発信しなければならないものと、ある程度取捨選択して発信する部分の仕分けが大切だ。業務量には限度があり、労働環境上の前提があった方がよい。』というご意見もいただいておりますので、基本理念の2つ目に『所掌する主要施策及び事業の効用を向上させるよう、経済的、時間的コストを意識しながら、情報の発信及び受信に努めなければならないものとする』旨を追記しております。

他にも『何事も当事者でない人は興味をなかなか持たないので、ピンポイントで情報を聞く場合が多い。奈良県の教育がどうあるべきかという、発信の部分を大切にしながら進んでいくべき。』というご意見につきましては、基本的な取組（1）発信のア『効果的な情報発信』で、どのタイミングで発信するのが効果的かを意識するといったことに反映させていただいております。さらに、『企業では受信した情報に対して、社員全員が共有できるスタイルをとり、一つもお申し出がなくなるような取組をされている。』というご紹介がございましたので、基本的な取組（2）受信のウ『迅速で適切な対応』のところにファイル共有するなど迅速に関係各課室所で共有する旨を盛り込みました。

この方針案について、議決いただきましたら、附則に書いてありますように、令和4年4月1日から進めてまいります。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「実施していく中でより良くなっていくものだと思います。数が全てではありませんが、教育委員会のホームページのアクセス数はどれくらいなのでしょう。それで、どれくらいの人に関心を持っておられるのか、また、どういう内容のメールの件数があるのかにより、客観的なことが分かると思います。情報の発信、受信ですから、それなりの数が発信され、受信されているということが、広範囲で使われているかの基準になります。今はこれでいいですが、今後そういうことが分かってくると、よりスムーズにいくのかなと思います。」

○伊藤委員 「基本方針をまとめていただけていると思います。具体的な手段も取りまとめているのですが、アクセス数などの数値や件数をデータとして載せていくと『見える化』になっていきます。例えば、教育委員会の公式サイトがありますが、アクセス数が分かりませんよね。閲覧数のカウンターは付いているのでしょうか。」

○熊谷教育政策推進課長 「付いていないと思います。」

○伊藤委員 「それから、教育研究所のウェブサイトですが、令和3年度分の2月までのアクセ

議案及び議事内容

ス数はあと2か月で前年度を上回れるのでしょうか。厳しそうですね。受信の2つ目、県の相談窓口などは『県政の窓・県政ポスト』だから、教育委員会だけではないですよ。この中で、教育に関連するものをどうやってピックアップするのでしょうか。『なら県政出前トーク』はいろいろな分野がありますから、教育に関するものではどれくらい利用されているのでしょうか。一番最後の『各種アンケート』については、今までいじめについてなど、いろいろなアンケートを実施しましたが、具体的にどんなアンケートを実施したかや、アンケートの結果を教育委員会が情報発信をすると、情報収集をしているんだということが分かると思います。基本方針に沿って発信、受信がどれくらいの状況になっているのかを何らかの方法で『見える化』すると分かりやすくして良いと思います。」

○田中委員 「発信についてですが、一方的に情報を流すと、受け取り手はどうしても受け流してしまいます。ニュースソースを興味をそそるような内容に変える方が、より浸透度は高いという気がします。当社では、広告を多数打つよりも、工場見学や、柿の葉に特化してといったように、興味の湧くようなものを広告に入れ込んでいます。教育委員会と企業とは一緒ではありませんが、そういった方法を使ったら、非常に聞き取りやすい、感じていただきやすいのではないかなという気がします。」

○熊谷教育政策推進課長 「『見える化』についてや、興味を持っていただくような発信の仕方についてご意見をいただきました。具体的な手段について、現状を中心にまとめさせていただきましたが、アクセス数についても、分かるものについてのみ記載しております。これを機会に、発信、受信共にいただいたご意見を参考に、できるだけ教育に興味・関心を持っていただけるように、取り組んでまいります。」

○花山院委員 「例えば、何歳の方がアクセスしているのか、教員の誰が研修や講座のページにアクセスしているのか等のフィードバックがあった方がいいですね。企業なら、何歳代の方がアクセスしているかによって、商品構成が考えられたりしているわけです。ただ、急に進めると個人情報の問題につながりますから、慎重に検討いただければと思います。」

○吉田教育長 「カウンターだけではわからないですね。教育研究所はカウンターだけですね。」

○大石教育研究所長 「はい。」

○吉田教育長 「オンライン研修の参加状況は、アカウントで分かりますか。」

○大石教育研究所長 「分かるのですが、講座後のアンケートでご自身に答えていただき、それを基に集計することになっています。」

○吉田教育長 「アカウントから、年齢や性別や教科といった情報は分かりませんね。他はどうですか。請願にあったオンライン中継については、香河次長どうですか。」

○香河次長 「教育委員会の審議中継ということで請願をいただいております。今回、情報の受発信ということで方針を定めさせていただきました。これも踏まえた上で、課題もいくつかあると考えていますので、課題整理もさせてもらいながら、検討してまいりたいと思います。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○吉田教育長 「今後検討するということですね。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項1については可決いたします。」

議決事項2 奈良県教職員公舎管理規程の一部改正について

○吉田教育長 「議決事項2『奈良県教職員公舎管理規程の一部改正』について、ご説明をお願いします。」

○春木学校支援課長 「奈良県教職員公舎管理規程の一部改正について、ご説明いたします。

この規程は、教職員公舎の管理、居住の申し込みや費用負担等について定めるものであり、別表で対象とする施設を指定しています。現在、指定されているものは、山辺高校、五條高校、十津川高校の教職員公舎です。山辺高校の教職員公舎については、平成21年3月に閉鎖し、現在に至るまで教育財産として利用されていません。今般、ファシリティマネジメント室との協議が整い、引き続き山辺高校が管理を行うことを条件として令和4年4月1日から、普通財産とすることになりましたので、この規程から山辺高校の教職員公舎を削除する改正を行いたいと考えております。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○伊藤委員 「普通財産とすることで、何か取扱が変更されるのでしょうか。教育委員会としては関与がなくなるのでしょうか。」

○春木学校支援課長 「今後は知事部局において利活用が検討されることとなります。利活用が決まるまでの間、山辺高校が補助執行を受けるという形で管理を続けますので、当面現状については変更ありません。」

○伊藤委員 「現在普通財産となっているもので、教育委員会が管理している物件はあるのでしょうか。」

○吉田教育長 「基本的にはないものですが、普通財産になっても知事部局で管理する体制がとれるまでは教育委員会で管理する場合があります。」

○春木学校支援課長 「教育長が述べたとおり、教育委員会が管理する場合があります。現在普通財産となっている旧奈良工業高校の跡地は教育委員会が管理しています。」

○伊藤委員 「管理責任はどうなるのでしょうか。」

○吉田教育長 「実際に管理を行う教育委員会が管理責任者です。山辺高校の教職員公舎の場所はどこですか。」

議案及び議事内容

○春木学校支援課長 「山辺高校と道路を挟んだ向かい側にあります。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項2については可決いたします。」

議決事項3 (仮称) 奈良県立国際中学校の開校について

○吉田教育長 「議決事項3『(仮称) 奈良県立国際中学校の開校』について、ご説明をお願いします。」

○山内学校教育課長 「(仮称) 奈良県立国際中学校の開校について、ご説明いたします。

資料裏面に『県立高等学校適正化実施計画』がございます。実施計画において県立国際高等学校に、2023年に県立中学校を併設予定とお示ししていました。これに基づいて今後、準備を進めて参りますので、その開校の方向性につきましてご提案差し上げます。では、1番目の設置の意義・目的等です。国際高等学校がすでに開校していますので、中学校を併設して6年間の特色あるカリキュラムに基づく中高一貫教育を実施する、としています。2番の設置形態ですが、中学校を併設し、併設型の中高一貫教育校として運営をしたいと考えています。規模は、すべて予定としていますが、1学年2クラス規模で進めたいと考えています。よって定員は1学年あたり80名です。募集の際につきましては、一般選抜で32名、帰国生徒の枠を3名設けて70名を受け入れた上で、各クラス残り5名は留学生等を招き入れる枠として運用したいと考えています。基本的には国際高校の国際科plusと同じような考え方です。設置場所は、国際高校内、通学域については県全域と考えています。今後のスケジュールですが、本日、ご承認いただければ3月21日に(仮称) 県立国際中学校の説明会を実施の上、6月定例県議会で設置条例の改正案を上程したいと考えています。これが可決されますと『仮称』や『予定』という表記を取るようになります。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「高校の定員は何クラスでしょうか。」

○吉田教育長 「元々の登美ヶ丘高校は1学年6クラス規模の学校でしたが、国際高校は1学年5クラス規模で、次年度で3学年揃い15クラスになります。」

○花山院委員 「そこに、2クラスの中学校が出来ることとなります。6年間の中高一貫教育を行うのであれば、残りの3クラス分は、後々、中学校の入学生を増やすのか、高校からの入学生を他の中学から募集することになるのでしょうか。」

○吉田教育長 「高校から1クラスを追加募集し3クラスとします。これで中学校6クラス、高校9クラスの計15クラスとなります。中学校を1クラス募集、高校から2クラス募集ということも検討しましたが、中学校を2クラスにする方が安定的な学校運営ができると考えました。中学2クラスの中から、高校入学時にバカロレアを選択させるイメージです。」

議案及び議事内容

○花山院委員 「中学2クラス分のニーズは把握されていますか。また、帰国選抜枠の3名や留学生枠の5名は埋まる見通しがありますか。」

○山内学校教育課長 「令和4年度から一条高校附属中学校が開校します。そこでは80名募集のところ、受検者段階の実質倍率が4倍を超えていますので、中高一貫教育に対するニーズは高いと考えています。ただ、国際高校の場合は、国際という観点で特化していますので、そのニーズが一条高校附属中学校と同様とは考えていません。しかし、ニーズをしっかりと捉えていけば、集めることができるのではないかと考えています。続いてご質問いただいた留学生枠、帰国生枠は、例えば、奈良先端科学技術大学院大学にかなりの数の学生や教授陣がご家族で来られていて、その方々の進学先というニーズがあるとも聞いていますので、完全に埋まるかどうかは分かりませんが、一定のニーズはあると考えております。」

○吉田教育長 「帰国生徒選抜は全国募集ですか。大阪などからも受検できるのですか。」

○山内学校教育課長 「検討します。」

○伊藤委員 「留学生も選抜制度を作りますか。それとも希望があれば受け入れるのですか。留学生と言っても海外から直接来られるというより、親と一緒に日本に来た子どもたちが対象となるのではないのでしょうか。例えば先ほどの先端大の方の例だと、研究期間が終わると帰国されると思うのですが、その子どもたちだと安定的に中学校3年間学べるかどうか分からないですね。また、留学生は日本語が不十分だと思われるので、日本語教育もカリキュラムの中に入れておく必要があると思います。」

○吉田教育長 「留学生の定義はどうなっていますか。在留者でも留学生と呼びますか。」

○山内学校教育課長 「定義は明らかにしていません。外国人の方が日本の学校で学ぶ状態を指すということになる可能性が高いです。」

○吉田教育長 「それは帰国生徒等選抜に該当するものではありませんか。それなら一般選抜35名、帰国生徒等選抜5名にすべきではないでしょうか。」

○山内学校教育課長 「外国から来て間もない生徒もこの帰国生徒等に含まれます。留学生の定義を明らかにできていませんので、この帰国生徒等選抜と留学生という言葉を使うかどうかということも含めて検討させていただきます。そのうえで、一般選抜の数を決めて、基本は1クラス40名と考え、残りの数をこれらの生徒の選抜で行うとします。」

○吉田教育長 「帰国生徒等選抜は、本人の適性を見て入学を断ることもありますか。高校の帰国特例のように、外国の子どもたちに高等学校の教育を出来る限り受けてもらおうという方向ですか。」

○山内学校教育課長 「高校の帰国特例措置では、法隆寺国際と高取国際のように、本人の状況を見て判断するものと、国際高校のように人数を決めて選抜をするという二つに表記を分けています。今のところ、国際中学校に関しては、国際高校と同じで、人数を決めて選抜をするという考えです。」

議案及び議事内容

○吉田教育長 「バカロレア認定を目指す上で、どのような資質を持っている生徒に入学してもらいたいのかということも考えないといけないですね。」

○伊藤委員 「中学校は義務教育課程ですが、中高一貫教育やバカロレアをするなら、帰国生徒についても選抜で適性を見た方がいいと思います。」

○吉田教育長 「国語ができないということだけをもって外国人生徒を排除はできないと思います。日本語の適性をどんなテストでどう見るかもありますね。」

○花山院委員 「適性検査は日本語だけですか。」

○山内学校教育課長 「今、英語の検査も検討しているところです。規模につきましては、2クラスということでお認めいただき、内訳等の予定の部分は検討して参ります。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、2クラスの規模であるということで原案を議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項3については可決いたします。」

議決事項4 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

○吉田教育長 「議決事項4『奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正』について、ご説明をお願いします。」

○山内学校教育課長 「奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

改正理由については、適正化実施計画に基づき、県立奈良高等学校の位置を4月1日より現平城高等学校跡地に移転をしますので、規則内の住所の表記を改正するというものです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項4については可決いたします。」

報告事項2 奈良市立一条高等学校の数理科学科及び人文科学科の廃止について

○吉田教育長 「報告事項2『奈良市立一条高等学校の数理科学科及び人文科学科の廃止』について、ご報告をお願いします。」

議 案 及 び 議 事 内 容

○山内学校教育課長 「奈良市立一条高等学校の数理科学科及び人文科学科の廃止について、ご報告します。

奈良市より申請がありましたので、奈良市立一条高等学校数理科学科及び人文科学科の廃止について、認可する旨の報告をいたします。一条高校については、両学科については既に募集停止となっています。この3月の卒業生をもって在籍数がなくなるのに伴って学科を廃止することですので、申請のとおり認可をいたしました。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「これは県教育委員会で認可することでよいのですね。」

○山内学校教育課長 「市町村立高等学校の設置・廃止等の認可に関しては、県教育委員会が行うこととなっていますので、議決いただくことも可能かとは思いますが、今回、事務委任事項として教育長決裁しましたので報告させていただきました。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項2については承認いたします。」

○吉田教育長 「その他報告事項について、その他報告事項1以外のご報告をお願いします。」

○山内学校教育課長 「奈良県立宇陀高等学校並びに奈良県立奈良南高等学校専攻科の令和4年度入学者選抜（再募集）実施要項について、ご報告します。宇陀高等学校専攻科、奈良南高等学校専攻科の入学者選抜を実施していますが、宇陀高校については定員20名のところ現在8名が入学予定、奈良南高校については定員26名のところ現在3名が入学予定です。これ以降についても募集の日程はまだ残っていますが、予定している募集が終わってもなお、定員が空いている場合については、今回報告しております再募集の要項をもって入学者を受け入れたいと思っています。

以上です。」

○山内学校教育課長 「令和3年度小・中・高校生の『いのちを輝かそう』に関する啓発活動の標語・ポスターにかかる表彰について、ご報告します。奈良県小・中・高生徒指導連絡会があり、校種を超えた連携を行い生徒の育成に関する活動を行っています。その中で『命の大切さ』等を理解してもらおうという趣旨から、このようなポスターや標語の募集を行っているところで、選考結果の作品等を載せていますので、ご覧ください。

以上です。」

○山内学校教育課長 「令和3年度高校生社会参加推進活動啓発ポスター原画及び標語の表彰について、ご報告します。テーマを『ボランティア』、『環境』、『乗車マナー』と3年ごとに変えながら、ポスター等の募集を行っています。今回は『乗車マナーの向上』をテーマとし選考結果を示していますので、ご覧ください。

以上です。」

議案及び議事内容

○中井特別支援教育推進室長 「令和5年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者選抜・選考の日程について、ご報告します。高等養護学校の入学者選抜の検査実施日は、令和5年度の選抜においても今年度と同様に1月下旬の令和5年1月19日としました。次に、奈良東養護学校高等部、奈良西養護学校高等部、二階堂養護学校高等部、西和養護学校高等部、大淀養護学校高等部の入学者選考の検査実施日を、県立高等学校入学者特色選抜の学力検査実施日の令和5年2月17日、そして、盲学校高等部及び高等部専攻科、ろう学校高等部、奈良養護学校高等部、明日香養護学校高等部、盲学校幼稚部、ろう学校幼稚部の入学者選考の検査実施日を、県立高等学校入学者一般選抜の学力検査実施日の令和5年3月10日といたしました。なお、その他、詳細についてはお手元の資料のとおりです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「奈良県立奈良南高等学校専攻科の入学者予定者が定員26名のうち現在3名であることは、どのように受け止めればよいですか。」

○山内学校教育課長 「大きな点として、広報の不足ということを考えております。特に出口に対するPRが十分に行われていないと思います。専攻科には建築と土木がありますが、3名とも建築です。2級建築士等の建築の資格は高校生にも知られている一方で、土木の施工管理技士等の資格は認知が十分に進めることができなかつたと捉えています。高校3年間と、この専攻科をつなぐというところが外から見えない状況ですので、高校入学の際に5年間教育をして、これだけの資格が取れるというPRが今後必要であると考えます。」

○花山院委員 「ニーズはどのようなのでしょうか。広報が足りなかったということはあるのでしょうか、ニーズがないところにはなかなか難しいかと思われます。」

○吉田教育長 「何かしなければなりませんね。説明責任をこのままで果たしていくのは難しいでしょう。もちろん広報できていないということはあるでしょうが、何かしなければいけませんね。」

○伊藤委員 「宇陀高校の方は、介護福祉はニーズがあるから定員20名のところ8名埋まっています。建築土木の方はニーズがなかなか分かり辛いと思います。資格の話もありましたが、ニーズがないのか、高校を卒業して就職するのか、あるいは大学進学をするのか。専攻科は2年間のプラスアルファなので短大的な感覚ですね。専攻科に入って職に結びつくとはっきりしてくれば進学するでしょうが、そのところが曖昧だと難しいと思います。」

○吉田教育長 「今何かしなければ、と思います。例えば専攻科は単位制として、前期後期としてカリキュラム編成をして、転職等をした人を後期から入れるなどの制度設計をするということもできるのではないのでしょうか。」

○伊藤委員 「単位制ならば、半期でたくさん単位が取れば、1年半で修了可能になりますか。専攻科は必ず2年間在籍しなければいけないという規定があれば無理ですが。」

○山内学校教育課長 「専攻科の学則に今のところ『2年』と書き込もうとしていますが、1年または2年と書き込むことによって可能にはなりません。法律上、専攻科は1年以上です。」

議案及び議事内容

○伊藤委員 「飛び級的な感覚で1年でも修了できるということですか。」

○吉田教育長 「建築士の資格を取るにはおそらくそれは難しいです。また大学編入も考えているので、結構単位を取らなければなりません。年度途中で修了してもかまわないという話です。1年半と2年で修了できるようにすれば、入学するかもしれませんね。単位制で前期後期ならば年度途中の受け入れも広報しなければいけないのではないですか。」

○花山院委員 「土木の資格は世の中に求められているのですか。」

○吉田教育長 「かなり求められています。県庁職員でも、土木の勉強をした者に公務員になって欲しいという状況です。みんな普通科で大学に行って公務員になるということは思っても、普通科の生徒が専攻科に行って土木の勉強をして、土木の専門性をもって役場とか県庁とかで勤めるとは思っていないです。」

○花山院委員 「年配の方でもいいのですよね。資格を取りたいというニーズの人たちにこの情報が伝われば、全国募集をしたらたくさん来られると思います。」

○吉田教育長 「例えば土木系で、企業が専攻科に1年間行かせて勉強をさせれば資格が取れる、となれば、1年間行かそうか、となるかもしれません。」

○田中委員 「会社でもいろいろな資格を取るよう進めており、補助的な支援をしています。特に奈良には外国の方が来られるので、英語の資格や調理師の資格を取る支援をしています。」

○花山院委員 「そういう方々で意欲のある人に来ていただければ、奈良県生涯教育の中では大切な位置付けになると思います。」

○山内学校教育課長 「業界団体の方とのやりとりをご紹介すると、建築業協会とすでに十数回の打ち合わせをインターンシップのお願いの時に話をさせていただきました。2年間で資格を取って、企業に来てくれる子がいれば、業界としては大変ありがたいとおっしゃっています。一方で、入社してからの資格取得も可能だともおっしゃっています。ただ、専門学校のノウハウを使いながら実施すれば、わざわざ入社後2年間離れなくても良いという現状はありますので、企業側としては専攻科で資格を取った上で企業に送り出して欲しいというお考えです。」

○吉田教育長 「普通科の高校生ならば、奈良南の専攻科で2級建築士の資格を取って、次に大学に行くのか就職するのか、出口が見えないのですね。生徒が来るまで待っていれば良いという考えではいけないと思います。しっかり検討をお願いします。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項について、承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

議 案 及 び 議 事 内 容

非公開案件

議決事項 5 人事について（学校関係）

議決事項 6 人事について（事務局関係）

報告事項 1 損害賠償請求事件について

その他報告事項 1 奈良県議会令和3年11月定例会で採択された請願について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員の皆様にお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員の皆様の議決を得ましたので、これもちまして、本日の委員会を閉会します。」